

平成30年第7回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成30年4月18日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	平成30年4月18日 午前10時00分	
閉 会 日 時	平成30年4月18日 午前10時51分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	平良木 宣 行	
	森 脇 直 美	
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之
	委 員	平良木 宣 行
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 真里谷 隆 管理課長補佐 渡 部 貴 志 給食センター所長 櫻 庭 康 江 生涯学習課長 高 橋 俊 彦 生涯学習課長補佐 小 池 裕 子 海事記念館館長 三 浦 博 哉 情報館館長 秋 田 裕 子 スポーツ課長 高 橋 政 一
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について
6	(議 案)	
	議案第34号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について
	議案第35号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について
	議案第36号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について
	議案第37号	厚岸町社会教育委員の委嘱について
	議案第38号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について
	議案第39号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第40号	奨学生の選定について
7		閉会

## 平成30年第7回厚岸町教育委員会

平成30年4月18日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、平成30年第7回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり  
であります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の  
会期を本日、4月18日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日4月18日の1日間といたします。

          また、本日の付議事件のうち、「報告第4号」と「議案  
第40号」については、奨学金に関する議案のため、会議規  
則第15条の規定に基づき、非公開とし、公開事件が終了し  
た後に審議をしたいと思います。

          その他の議案については公開として議事を進めたいと思  
いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
平成30年3月28日に開会した第6回教育委員会の会議録の  
承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、  
私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承  
認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、平良木委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました報告第3号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。議案書1ページをご覧くださいと思います。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけられているため、委嘱したものであります。議案書2ページの別紙をご覧くださいと思います。平成30年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

1 氏名等でございます。まず、学校医の委嘱でございます。厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校、高知中学校の4校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、江本副院長、竹山副院長、村尾内科医師の4名を委嘱しております。町立病院では医師の異動があり、人数は変更ありませんが、1名の内科医師が退職し、新たに1名の内科医師を任用したものであります。医師全員を学校医として委嘱しております。太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中医院の田中先生に引き続き委嘱したものであります。学校歯科医につきましては、全部の学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱をしております。学校薬剤師につきましては、全部の学校を町立厚岸病院の薬剤師に委嘱しておりますが、薬剤師2名、本川薬局長本川薬剤師に委嘱をしております。

2 任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日となり、期間は1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

●教育長 内容は、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」でございます。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第3号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第34号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件の提案理由と議案内容の説明をお願いいたします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第34号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧くださいと思います。厚岸町奨学審議会委員については、7名の委員で構成されておりますが、第2号委員、教育関係者の人事異動があったため、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。議案書の7ページをご覧ください。関係条例の抜粋と委員名簿であります。委員名簿のうち、2号委員の亀山氏町外転出により1名の欠員が生じることになりました。再び6ページをご覧ください。委嘱する者の氏名であります。駒井博和氏であります。この4月に翔洋高校に赴任されました校長先生であります。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第34号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第35号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第35号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧くださいと思います。厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、第3号委員の教職員代表であります。学校事情により、委員を辞退したため、新たに規則第9条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。委嘱する者の氏名であります。

伊藤真生子氏であります。伊藤先生は、厚岸中学校に勤務されております。なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年間となっております。9ページをお開き願います。参考として、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の関係条文の抜粋と、平成30年4月1日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第35号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長                   内容は、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長                   なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第36号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長               ただ今上程いただきました議案第36号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。議案書10ページをご覧ください

ただきたいと思います。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成8年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。

この度、平成30年3月31日をもって、委員の任期が満了となったことから、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条第1項の規定により委員を委嘱しようとするものであります。氏名等でございます。氏名及び所属団体等については、記載のとおりですので省略させていただきます。委員区分は5つに分かれております。

学校等教育関係者につきましては、11名の委員のうち7名が新たな委嘱でございます。識見を有する者につきましては、9名の委員のうち3名が新たな委嘱でございます。11ページをご覧ください。厚岸町役場職員につきましては、3名の委員全員が再任でございます。

教育委員会職員につきましては、3名の委員のうち2名が新たな委嘱でございます。地元産業関係者につきましては、3名の委員全員が再任でございます。

委員全体では29名を委嘱しようとするものであります。任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第36号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。



(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第37号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」と議案第38号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長           ただ今上程いただきました議案第37号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び第38号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。議案書の12ページをご覧くださいと思います。厚岸町社会教育委員の委嘱についてでございます。厚岸町社会教育委員であった厚岸翔洋高等学校長亀山喜明氏の人事異動に伴い、同委員に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項及び厚岸町社会教育委員設置条例第3条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

氏名等であります。氏名 駒井博和氏 住所、生年月日、性別等は記載のとおりで、職業教員で厚岸翔洋高等学校の校長であります。任期は、平成30年4月1日から2020年3月31日まででございます。続きまして、議案書14ページをご覧ください。厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。厚岸町公民館運営審議会委員であった亀山喜明氏の人事異動に伴い、同委員に欠員が生じたため、社会教育法第30条第1項及び厚岸町公民館条例第6条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。氏名等及び任期につきましては、議案第37号と同様ですので、省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、議案第37号及び第38号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長           内容は、厚岸町社会教育委員と厚岸町公民館運営審議会の委嘱についてです。

(ありませんの声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           次に、議案第39号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長           ただ今上程いただきました議案第39号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。議案書の16ページをお開き願います。厚岸町立学校規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。今回の改正については、道立学校職員の服務に関する教育長の許可等の権限の一部を校長に移譲することを目的とし、北海道立学校管理規則の一部が改正されたため、同規程を準用している厚岸町立学校管理規則についても同様の改正をするため、本案を提出するものであります。内容については、議案第39号説明資料「厚岸町立

学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたします。第20条「営利企業の従事等」では、ただし書きを加え、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の業務に従事することの許可は校長が行う。規定を追加し、教育長の許可の権限の一部を校長に移譲する規定を追加するものであります。第21条「教育に関する兼職等」では、以下略称規定を追加し、ただし書きを加え、所属職員校長に移譲する規定の追加の教育に関する兼職等のうち、厚岸町に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。規定を追加し、教育長の許可の権限の一部を校長に移譲する規定を追加するものであります。議案書の16ページにお戻りください。附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案39号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長                   内容は、厚岸町立学校管理規則の一部改正についてです。これから質疑を行います。
  
- 田辺委員               ここで言う、活動を支援する団体の具体的に対象になるものは、現在あるんでしょうか。
  
- 管理課長               今のところ、想定したものは厚岸町内では、ございません。過去にも許可したケースは、無いという事でございます。
  
- 濱委員                 具体的にどういうのが、対象になるのか。

学習塾が学校の先生を使って授業をやる時有料にするというような事を想定しているのか。

●管理課長 委員おっしゃるとおりの考えです。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 これより非公開事件の報告第4号、議案第40号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の報告第4号、議案第40号につきましては、管理課長に出席を願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席いただいで結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時21分]

[再開 午前10時36分]

●教育長 会議を再開いたします。報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 次に議案第40号「奨学生の選定について」を議題とい

たします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

●教育長 (ありませんの声)

●教育長 無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第7回教育委員会を閉会します。